

住居確保給付金（家賃）

離職・廃業や休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援します。

支給対象者

1. 離職・廃業後2年以内の者
2. 給与などを得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

1. 支給期間 原則3か月（求職活動等を誠実かつ熱心に行っている場合は延長可能）

2. 支給要件

○収入要件

申請月の世帯収入が表の基準額＋支給上限額以下です。

（※世帯収入とは、世帯員全員の基本給、全ての手当てを足したもので、手取り額とは異なります）

世帯人数	基準額	支給額の上限
1人	92,000円	43,000円
2人	139,000円	52,000円
3人	172,000円	56,000円
4人	214,000円	
5人	255,000円	
6人	297,000円	60,000円
7人	334,000円	67,000円

○資産要件：世帯の預貯金の合計額が、上記基準額の6月分を超えないこと
（但し100万円を超えない額）

（志木市の目安）

世帯人数	金融資産
1人	552,000円以下
2人	834,000円以下
3人以上	1,000,000円以下

○求職活動要件：ハローワークまたは地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

※ただし、自営業者の方については、ハローワーク等への求職の申込に代えて、事業再生のための活動（商工会等への経営相談等）のできる場合もあります。

支給額について

月収が基準額を超える場合は以下の計算式により算出された額になります。
支給額には、上限があります。

$$\text{基準額} + \text{実家賃額} - \text{月の世帯収入額} = \text{住居確保給付金支給額}$$

(住宅扶助額に基づく額が上限)

支給例：単身世帯

例 1)

家賃が50,000円、収入が80,000円の場合（**支給上限額満額支給**）

基準額92,000円+家賃50,000円-収入80,000円=62,000円→ **43,000円**

例 2)

家賃が30,000円、収入が80,000円の場合（**実際の家賃額支給**）

基準額92,000円+家賃30,000円-収入80,000円=42,000円→ **30,000円**

例 3)

家賃が50,000円、収入が100,000円の場合（**一部支給**）

基準額92,000円+50,000円-100,000円= **42,000円**

例 4)

家賃が50,000円、収入が140,000円の場合（**支給対象外**）

※収入が単身の収入基準額を超えているため、支給対象外となります。

支給対象外について

- ・持ち家（集合住宅含む）の住宅ローンや借地代のお支払い。
- ・生計を一にしていない同居人とルームシェアをしている。
- ・借地借家法に基づく賃貸借契約ではない物件に住んでいる。（社宅、社員寮、ゲストハウス等はこれに当たるケースが多いのでご注意ください。）
- ・申請の時点で働くことができない方。（医師から就労が認められていない場合や在留カードに「就労不可」と記載されており、就労が許可されていない場合等。）

今後の生活費が心配な場合

住居を喪失している方、もしくはそのおそれのある方に対し、志木市社会福祉協議会の生活福祉資金制度もご利用できる場合があります。まずは志木市基幹福祉相談センターにご相談ください。

●相談窓口（志木市基幹福祉相談センター）

住所：志木市中宗岡 1-1-1

志木市役所 1階 共生社会推進課内

電話：048-456-6021（直通）

FAX：048-471-7092

E-mail：kikan-soudan@shiki-syakyo.or.jp

<https://www.city.shiki.lg.jp/site/fukushisoudan/1343.html>

